

(設置)

第1条 一般社団法人 石川県医療ソーシャルワーカー協会（以下、当協会とする）に、調査研究倫理審査委員会（以下、委員会とする）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は次の活動を行うことを目的とする。

- 1 当協会が行う保健医療分野における調査研究活動が、個人情報保護及びソーシャルワーカー倫理綱領遵守の観点から適正に行われるために審議すること。

(業務範囲)

第3条 委員会は、当協会定款第 2 章第 4 条に掲げる事業に係る調査研究活動を対象とし倫理審査を行う。

(倫理審査)

第4条 本規定の倫理審査の対象は、以下のとおりとする。

- ① 患者等への支援に係る調査研究に関すること
 - ② 保健医療分野におけるソーシャルワーク実践で発生した倫理的課題への対応に関すること
 - ③ 遵守されるべき職業倫理に関すること
 - ④ その他、委員長が必要と認めたこと
- 2 委員会は、前項の審議を行うにあたり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - ① 調査研究活動の対象となる個人の人権の擁護
 - ② 調査研究活動の対象となる個人及び機関の理解と同意
 - ③ 調査研究活動によって生ずる個人や機関等への影響と保健医療分野並びに社会福祉分野への貢献の予測

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から当協会の理事会が任命する委員をもって構成する。

- ①当協会理事及び正会員 4 名以上
 - ②外部有識者 1 名以上
- 2 委員会は、5 名以上とする。
 - 3 当協会の会長は必要に応じ、会議に出席することはできるが、審議及び採決に参加することはできない。
 - 4 委員の任期は 4 月 1 日より任期 2 年とし、3 月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。
 - 5 外部委員は、当協会との利害関係を持たない学識経験を有するものとし、当協会の理事会が指名し、委嘱する。

(委員長)

第6条 委員会は、委員長 1 名を置くものとし、当協会の理事会において選任する。

- 2 委員長は、必要と認めた時は、委員の中から、副委員長を指名することができ、委員長の補佐、並びに、委員長が書けたとき、委員長の職務を代行することができる。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長を担う。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立とする。
- 3 委員長が必要と認めた時、委員以外のものの出席を求め、資料の提出や意見の陳述等、必要な協力を求めることができる。
- 4 審査対象となる研究の申請者及び調査研究活動の当事者が委員である場合は、その審議、採決に参加してはならない。
- 5 迅速的な審査を要するときは、会議の招集を行わず、書面でもって委員の意見を求め、委員会の決議に代えることができる。

(審査手続き)

第8条 審査を申請しようとするものは、調査研究倫理審査申請書（所定用紙）に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

(審査結果)

第9条 委員会の審査決議は、出席委員の同意を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2回の審査決議を経ても、出席委員の合意が得られない場合は、出席委員の3分の2をもって可決する。
- 3 委員長は、審査結果について、調査研究倫理審査結果通知書（所定用紙）で、すみやかに申請者に回答する。
- 4 審査結果は、承認、条件付き承認、保留、不承認、非該当のいずれかをもって答申とする。

(異議申し立て)

第10条 審査結果に意義がある申請者は、委員長に対して異議申し立てをすることができる。

- 2 異議申し立てをしようとするものは、異議申し立て書（所定用紙）に、意義の根拠を記載し、資料等を必要に応じて添付し、倫理審査結果通知書交付日翌日から起算して60日以内に提出する。

(審査記録)

第11条 委員会の審議は、その経過及び判定結果は、記録として保存する。

- 2 記録の保存は、当該委員会の開催日から、5年間とする。

(規程の改廃)

第12条 本規定の改定や廃止は、当協会の理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2020年度総会承認をもって施行する。